

心理職の国家資格化の最近の動向 (4)

一般社団法人日本心理臨床学会 理事長 野島一彦

国家資格化の経緯と動向報告

8月24日に日本心理臨床学会第33回秋季大会(パシフィコ横浜)で、資格関連委員会企画の『資格問題シンポジウム』が開催されました。そのなかで私は、「国家資格化の経緯と動向報告」という題で[パワーポイント](#)を用いて発言しました。(以下は概要)

先ずこれまでの経緯については、①半世紀前の日本臨床心理学会による国家資格化の動き、②国家資格化をめざして日本心理臨床学会設立、③国家資格化の一階梯として民間資格「臨床心理士」を認定、④二資格一法案の頓挫、⑤『三団体要望書』に端を発した心理職の国家資格化の動き、⑥『公認心理師法案』の国会提出、という見出しをつけて説明しました。

次に衆議院のホームページに掲載の「公認心理師法案概要」の、目的、定義、試験、義務、名称使用制限、主務大臣、施行期日、経過措置、について説明を行いました。

さらに今後の問題・課題として、①医師の指示、②経過措置、③試験・登録機関、④カリキュラム・試験科目、⑤資格法制化後の職能団体、について説明を行いました。

最後に3つの主な関係団体の国家資格化の要望を紹介しました。

- 日本心理臨床学会の理事会決定：「公認心理師法案に賛成した上で、法律の専門家と相談しながら、国民および本学会の会員が不利にならないような法案の具体化に向けて働きかけていく」(2014年6月21日)
- 日本臨床心理士会の理事会決定：「一般社団法人日本臨床心理士会は、平成26年6月16日付で国会に提出された公認心理師法案(第186回国会、衆法第43号)を支持し、来たる国会での早期成立を要望する」(2014年7月26日)
- 三団体の要望書2：「私どもは秋の臨時国会での法案成立を切に願っております。関係各位様のご尽力・ご協力で、是非この法案を成立させていただきますよう、どうぞよろしくお願い致します。」(2014年8月10日)